給水栓(畑かん)設置の申し込み期限が迫っています!

肝属中部地区の第七肝付地区で給水栓の設置を希望される方は、下記期限までに申し 込みをお願いいたします。

(対 象 者) 肝属中部土地改良区受益地内の第七肝付地区(東迫、寺町ヶ丘、中村 園、温泉ドーム周辺)に、ほ場を所有又は利用権設定を行っている方

(申し込み期限) 令和3年9月末

等〕 申請書の他、肝属中部地区(畑かん)給水栓設置施工同意書の提出が 〔申 請 必要となります。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業振興課 畑かん対策係 ☎ 0994(65)8417 肝属中部土地改良区 ☎ 0994(45)7120







▲ 給水栓

地域農業のために活動する団体を支援します!

地域農業の維持や発展のため、地域が抱える問題を地域自らが解決するために活動する団体(営農活動推進 団体)を支援します。

〔営農活動推進団体の要件〕

○人・農地プランの作成地区の中で、持続的又は安定的な体制が構築されている組織(団体)

○団体に関しての規約を制定し、団体名義の通帳により運営している組織(団体)

○構成員が5名以上で、代表者及び役員を選出している組織(団体)

〔支援金額及び内容〕

農地集積や農作業受託、営農活動研修会などの事業計画を策定し、承認された団体へ10万円を助成します。 なお、助成後3年間は活動報告が必要となります。事業計画の策定につきましては、お気軽にご相談ください。

(申 請 期 限) 令和3年8月31日

【お問い合わせ先】 農業振興課 農政係 ☎ 0994(65)8417

畑かんの水で新たに露地野菜に取り組んでみませんか?

肝属中部畑かん受益地内で、新規に露地野菜を生産・販売する農家のみなさまを支援します。

象 者〕 1. 農業者、農業者組織、任意組織、法人 〔対

2. 販売先が確保又は検討されていること

3. 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと

(対 象 品 目) 対象者が新規で取り組む作付面積 20a 以上の露地野菜で、以下の品目

1. ばれいしょ、さといも、ごぼう、ブロッコリー、キャベツ、人参、生姜

2. その他、事前審査で認められた品目

〔補 額〕 最長2年間の補助制度で、作付1年目に10万円、2年目に5万円補助します。

等〕 8月20日までに事業実施計画書のほか、新規品目や農地面積を確認できるものなど、書類 〔申

の提出が必要です。

まずは、お気軽にご相談ください。

〔お問い合わせ先〕 農業振興課 農政係 ☎ 0994(65)8417

新規参入者・後継者へ助成します!

肝付町の将来の農業を担う新規参入者及び農業後継者へ 一人あたり50万円を助成し、地域の農業を支える担い手 農家を育成します。助成対象者は、6月末現在で経営を開 始してから1年以上3年以下の就農実績がある者などいく つかの条件があり、申請書類の提出が必要です。

審査会での審査後、助成金の交付又は不交付を決定します。 詳細は、町ホームページ又は農業振興課へお問い合わせく ださい。

〔申請書類の提出期限〕 8月31日

〔お問い合わせ先〕 農業振興課 農政係 ☎ 0994(65)8417





農地の貸し借りは農地バンクへ

鹿児島県地域振興公社(鹿児島県農地中間管理 機構)は、市町村等と連携して、農地を貸したい 人(農地の所有者)と農地を借りたい人(担い手等) をつなぎ、農地の貸し借りを調整します。 どうぞ、ご活用ください。



〔お問い合わせ先(申し込み先)〕

農業振興課 農政係

3 0994 (65) 8417

鹿児島県地域振興公社 (鹿児島県農地中間管理機構)

8 099 (223) 0223